

「独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

独立行政法人国立がん研究センター
監査室(契約監視委員会事務局)
電話 03-3542-2511 (内線2148)

第1回独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成23年4月19日(火)に、国立がん研究センターにおいて開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第1回 独立行政法人がん研究センターがん研究センター契約監視委員会 (概要)

- 開催日及び場所 平成23年4月19日(火) 国立がん研究センター第4会議室
- 出席者
 - ・ 委員(敬称略) 長崎 武彦(監事 ※委員会委員長)
 - 久道 茂(監事) ※今回は欠席
 - 林 哲治郎(株式会社ワイズテーブルコーポレーション取締役)
 - 加藤 一郎(弁護士)
 - 小林 広(監査室長 ※委員会事務局)
 - ・ 契約担当者 財務経理部長、事務長、財務経理課長、調達企画室長、調達第1班長、契約班長

○ 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成22年度に、平成19年度を平成21年度にそれぞれ読み換えるものとする)

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。

(今回は、平成21年度を平成22年度に、読み換えるものとする)

○ 審議概要

1) 契約にかかる各種規程、要綱等について、以下の確認及び指摘を行った。

- ・ 契約事務取扱細則第4条5項における四半期毎の支払額報告がなされていないので、実施すること。
- ・ 同第42条1項におけるホームページへの公表がなされていないので、実施すること。
- ・ 契約事務取扱細則に定められる各事項について確認。予定価格の設定方法、仕様書の決定方法、機種の選定方法等を確認し、これらは規程どおり実施されていることを確認した。
- ・ 契約審査委員会運営要綱第3条2項には、審査会は原則として毎月2回程度開催するとあるが実際の開催は不定期となっているので、実態に合わせる形へ改正すること。

2) 契約審査委員会（以下、「委員会」という）の審議状況について

- ・ 委員会での見直しにより、改善した例は随意契約から企画公募型への変更が1例あった。
- ・ 委員会は、契約内容を審議検討し適正・妥当性を理事長へ報告する会議であるが、契約方法とその理由付け、適正な価格の審議及び、1者応札について、契約の入口である当会議において、審議をより重点的に実施することが望まれる。
- ・ 特に年度末には多数の契約が審議対象となることが見込まれるので、充実した審議が行えるよう、審議案件の事前説明の機会の確保等により審議の合理化、工夫を図る必要があると思料される。また、委員会議事録にその審議内容を明確に記録しておくことが望まれる。

3) 平成22年度随意契約の妥当性について（個別確認）

- ・ 事前提出資料により、平成22年度随意契約件数延べ63件について確認した。
- ・ 予定価格の公表については、契約事務取扱細則42条6項に規定があり、「他の契約の予定価格を類推されるおそれがないもの、又は、センターの事務もしくは業務に支障を生じる恐れがないと認められるものに限り、「公表しなければならぬ」とされているが、同規定の取扱いにあたっては、事務や業務の支障や都合は限定的に考慮すべきであり、契約手続の透明性を担保するため、できる限り公表するとの扱いとすることが望ましい。
- ・ 随意契約の一類型である複数社が応募する公募型企画競争の案件については、価格、企画内容等による総合的な判断が必要とされることから、総合評価方式による一般競争入札も選択肢の一つとして、よりよき契約方法を選択すべきである。
- ・ 平成22年度の支払額の報告は、平成23年度の契約審査委員会に報告すること。
- ・ 当センターとして「随意契約の指針」を作成しておくことが望ましい。

4) 平成22年度1者応札の妥当性について（個別確認）

- ・ 事前提出資料により、平成22年度1者応札件数延べ56件について確認した。
- ・ 契約内容から判断して1者しか応札して来ないことに疑問のあるものがある。個々の理由はあるが、一般的に競争入札に馴染むものは、競争原理が働くよう事前に工夫することが

必要である。

5) その他

① 契約監視委員会からの依頼事項

平成22年度の全体契約に対する各契約種別毎の件数と割合について、後日回答すること。

② 契約監視委員会の開催時期

年度予算開始の6月及び、年度中間の10月頃並びに、次年度契約が多数発生する前の2月頃に開催することとする。

以 上